

消費税率 10%への増税中止を求める意見書

私たちの暮らしや地域経済はいま、大変深刻な状況です。増税と年金カット・医療・介護など社会保障費負担増、そして、実質賃金低下、物価上昇の三重苦のもとで、これ以上節約するところがないと悲鳴が上がっています。もちろん、全国各地で相次ぐ大規模自然災害による被災地・被災者の方々への影響も計り知れないことは言うまでもありません。

税率引上げと同時に実施を狙う複数税率には、重大な問題があります。飲食料品と週2回以上発行の新聞代などの一部は税率8%に据え置かれますが、運送費や加工費、広告宣伝費など10%の分の値段は値上がりします。また8%と10%の線引きは単純ではありません。そして、2023年に導入されるインボイス（適格請求書）制度は、地域経済を担う中小業者にとって大きな負担となり、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

日本国憲法は応能負担原則に則った税制の確立を要請しています。

いま必要なことは消費税増税ではなく、税金の集め方、使い方を見直し、大企業や富裕層を優遇する不公平税制をただすべきです。不要不急の大型公共工事への歳出を減らし、暮らしや社会保障、地域経済振興優先に税金を使い、内需主導で家計をあたためる経済政策をとるべきです。

住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える2019年10月の消費税率10%への引上げは中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月15日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議長 丸 山 豊

内閣総理大臣 安倍 晋三 様